

## 福岡大学医学部同窓会在外研究援助金規程

### (目的)

第1条 福岡大学医学部同窓会(以下本会という)は会則第2条及び第5条に基づき、本会会員で海外に留学する者に対し、福岡大学医学部同窓会在外研究援助金(以下在外研究援助金という)を支給し、その研究及び技術習得を援助する。

### (対象)

第2条 前条の在外研究援助金の支給を受ける事の出来るものは、次の各号のうち本会の理事会において承認された者とする。

1. 本会会員のうち正会員、準会員及び学生会員
2. 本会会費を完納している者
3. 留学の目的が医学の研究または医療技術の習得であり、且つその期間が3ヶ月以上である事。

### (支給申請)

第3条 在外研究援助金の支給を受けようとする者は、留学出発の3か月前までに所定の申請書を本会あて提出するものとする。

### (選考)

第4条 本会は申請書が提出された時は、随時理事会において申請内容を審議し受給者を選考する。

### (選考基準)

第5条 前条の選考における選考基準は次の通りとする。

1. 留学の目的に必然性が認められ、かつ国内で得られない成果が期待できるものであること。
2. 所属機関責任者の同意と推薦があること。
3. 受入先が海外の医学研究、または医育機関であること。
4. 受入先機関責任者の同意と身分保障が得られていること。
5. 留学終了帰国後にはその成果を活用し、さらなる発展を遂げるに足る受入先があること。

### (支給件数と金額)

第6条 在外研究援助金の支給件数は毎年10件以内とし、1件の金額は20万円を限度とする。

### (公表)

第7条 在外研究援助金の支給を受けた者の氏名は、その留学先と共に本会会報に掲載する。

(報告)

第8条 在外研究援助金の支給を受けた者は、留学の出発及び帰国に際して本会に報告しなければならない。また留学中、本会が求めたときはその近況を報告しなければならない。

(支給の取消)

第9条 在外研究援助金の支給を受けた者が支給後1年以内に留学しない場合は、その理由の如何に拘わらずそのを支給を取り消し、支給した在外研究援助金の全額を返還させるものとする。

(成果の報告)

第10条 在外研究援助金の支給を受けた者は、帰国後その成果を本会総会において口演発表するか、または本会会報に公表しなければならない。

(外部への発表)

第11条 この研究成果を外部誌上に発表する場合は、本会在外研究援助金の支給を受けた旨を明らかにしなければならない。その際の英文名称は

Overseas Research Scholarship, Fukuoka University, School of Medicine Alumni,  
Eboshikai

とする。

付則 1 . この規程は平成15年10月1日から施行する。